第二　硬質塩化ビニルで造られた内管（日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｋ六七四一（硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＶＰ、ＨＩＶＰ若しくはＶＵ、ＪＩＳ　Ｋ六七四二（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＶＰ若しくはＨＩＶＰ、ＪＩＳ　Ｋ六七七六（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＨＴ若しくはＪＩＳ　Ｋ九七九八（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造とした給水管等（以下この項において「耐火二層管」という。）が耐火二層管貫通部二時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間準耐火構造又は耐火二層管貫通部四十五分間準耐火構造（以下この項において「耐火二層管貫通部構造」という。）の床又は壁を貫通する場合における令第百二十九条の二の四第一項第七号ロの国土交通大臣が定める数値は、次の表に掲げる外管の肉厚及び外径並びに内管の肉厚（以下この項において「外管肉厚等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の内管の外径の欄に定める数値とする。

（新設）

外管		内管	
肉厚	外径	肉厚	外径
六・〇ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	三・〇ミリメートル以上	二十七ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三十三ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	五十一・五ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三十九ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	六十一ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	四十九ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	七十三ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	六十一ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	八十九ミリメートル以上	二・二ミリメートル以上	七十七ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	百二ミリメートル以上	二・七ミリメートル以上	九十ミリメートル
六・五ミリメートル以上	百二十九ミリメートル以上	三・一ミリメートル以上	百十五ミリメートル